



山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外 (30)

目 次

合 同 訓 令

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... 1

議 会 関 係

告 示

山形県議会議務局規程の一部を改正する規程..... 2

合 同 訓 令

- 山形県訓令第14号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県地方労働委員会訓令第2号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成16年4月1日

山 形 県 知 事	高 橋 和 雄
山 形 県 議 会 議 長	松 浦 安 雄
山形県選挙管理委員会委員長	安 部 敏 堂
山形県人事委員会委員長	古 澤 茂 堂
山形県代表監査委員	櫻 井 薫 一
山形県地方労働委員会会長	濱 田 宗 一
山形海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	設 楽 作 巳

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程

昭和49年4月

- 県訓令第13号
- 県議会訓令第1号
- 県選挙管理委員会訓令第18号
- 県人事委員会訓令第1号
- 県監査委員訓令第2号
- 県地方労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改

正する。

第2条第4号、第8条第3項及び第10条第1項中「本庁各課室」を「本庁各課」に改める。

第17条中「掲げる職にある者をもつて充てるもの」を「掲げる者」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 県職員診療所長 本庁、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所

第17条第3号中「出先機関(前各号)」を「所属所(本庁各課及び前2号)」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 産業医を嘱託された非常勤職員 職員研修所、消費生活センター、県民会館、衛生研究所、保健医療大学、福祉相談センター、精神保健福祉センター、内陸食肉衛生検査所、産業創造支援センター、工業技術センター、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、山形職業能力開発専門学校、農業試験場、病虫害防除所及び寒河江市、村山市、東根市又は西村山郡大江町に所在する所属所

第17条に次の1項を加える。

2 職員安全衛生管理者は、前項の産業医が事故その他やむを得ない事由によつて職務を行うことができないときは、他の有資格者を産業医として選任することができる。

第32条中「本庁各課室」を「本庁各課」に改める。

第41条第1項第5号中「成人病」を「生活習慣病」に改める。

別表第1の表最上総合支庁の項中「産業経済総務課」を「産業経済総務課、商工労働観光課」に、

保健所長	保健所長	所属長の次席の職	を
------	------	----------	---

総合支庁長	総合支庁長	保健所長	に改める。
-------	-------	------	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県議会議長 松 浦 安 雄

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程(昭和45年10月県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務課の項中「、秘書係、業務係」を削る。

第4条第3項の表中	課長又は室長を補佐し、所属職員の担当する事務を監督する。	を
-----------	------------------------------	---

課長又は室長を補佐し、課又は室の事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあっては担当事務を処理する。	に、
--	----

上司の命を受けて特定事項を処理する。	を
--------------------	---

「担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。」

に、

「事務に従事する」

を

「上司の命を受けて事務に従事する。」

に改める。

第5条第2号中「室長」を「図書室長」に改め、同条中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 勤務時間条例第4条の3の規定による育児又は介護を行う次長等の深夜勤務の制限の承認に関する事。

第6条の見出し中「室長」を「図書室長」に改め、同条第1項課(室)長共通の項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 勤務時間条例第4条の3の規定による育児又は介護を行う所属職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の承認に関する事。

第6条第2項中「前項」を「前項課(室)長共通の項第2号及び第3号に掲げる事項で政策調査室長が掌理する事務に係るもの並びに」に改める。

第8条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第8条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 課(室)長補佐及び政策調査室長補佐にも事故があるときは、専門員が担当する事務については専門員がその事務を代決する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成16年4月1日印刷
平成16年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056